

＜国会議員関係政治団体・資金管理団体以外の政治団体用＞

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 5 年分

チェックもれ注

(ふりがな)
1 政治団体の名称

はしのくちゆうたこうえんかい
橋之口裕太後援会

2 主たる事務所の所在地

佐世保市大黒町12番21号

3 代表者の氏名

橋之口裕太

4 会計責任者の氏名

橋之口真琴

政治団体の区分

政党の支部

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

チェックもれ注

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

事務担当者

氏名 橋之口裕太

電話 090-6290-2266

氏名 _____

電話 _____

資金管理団体の指定の有無

有

無 (以下、この欄の記載不要です。)

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____



資金管理団体の指定の期間

年 月 日から

年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から

年 月 日まで

(その2)

収支の状況

必ず記入してください。
(0の場合は0と記入)

1 収支の総括表

収入総額	14,130,000	円
(前年からの繰越額)	30,000	
(本年の収入額)	14,100,000	
支出総額	13,785,251	
翌年への繰越額	344,749	

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	円
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	円
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	14,100,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	14,100,000	記入もれ注意 (ア) + (イ) + (ウ)
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	14,100,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住 所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
市民の笑顔をつくる会	1,000,000 ^円	R5.1.8	佐世保市大黒町12-21	橋之口裕太	
市民の笑顔をつくる会	4,000,000	R5.1.31	佐世保市大黒町12-21	橋之口裕太	
自由民主党長崎県連合支部	100,000	R5.2.2	長崎市江戸町7-3	古賀友一郎	
市民の笑顔をつくる会	4,000,000	R5.2.20	佐世保市大黒町12-21	橋之口裕太	
市民の笑顔をつくる会	3,000,000	R5.3.30	佐世保市大黒町12-21	橋之口裕太	
市民の笑顔をつくる会	2,000,000	R5.4.28	佐世保市大黒町12-21	橋之口裕太	
この頁の小計	14,100,000				
その他の寄附	0				
合 計	14,100,000				

(注1) 同一の者からの寄附で年間5万円を超えるものについては、寄附者(団体)ごとに記載すること。
 (注2) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の「寄附者の区分」ごとに、最後の頁に記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1) 人 件 費	2,508,400	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	1,433,511	
(4) 事 務 所 費	3,095,496	
小 計	7,037,407	記入もれ注意
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	1,306,694	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	3,923,150	記入もれ注意 ア+イ+ウ+エ
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	3,340,150	
イ 宣 伝 事 業 費	583,000	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	1,518,000	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	6,747,844	記入もれ注意
合 計	13,785,251	(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した 交付金に 係る支出については、項目ごとにその額を備考欄

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費	旅費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
旅費	97,300 円	R5. 3. 12	株式会社リクルート	東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー	
旅費	186,880	R5. 3. 28	株式会社西肥バス旅行社	佐世保市白南風町8番17号	
この頁の小計	284,180				
その他の支出	0				
合計	284,180				

(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費	会場費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
集会開催	円 125,500	R5. 2. 3	(公財) 佐世保地域文化事業財団	佐世保市三浦町2-3	
集会開催	106,900	R5. 3. 28	(公財) 佐世保地域文化事業財団	佐世保市三浦町2-3	
集会開催	111,050	R5. 4. 11	(公財) 佐世保地域文化事業財団	佐世保市三浦町2-3	
集会開催	181,500	R5. 5. 2	ふかわ.COM	佐世保市桜木町671-11	
この頁の小計	524,950				
その他の支出	85,200				
合計	610,150				

(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	機関紙誌の発行事業費 ポスター・ビラ・パンフレット作製費)		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ポスター・チラシ	82,500	R5. 2. 14	株式会社九州広告佐世保支社	佐世保市浜田町2-28長崎新聞社佐世保支社3F	
チラシ	83,600	R5. 2. 14	株式会社九州広告佐世保支社	佐世保市浜田町2-28長崎新聞社佐世保支社3F	
名刺	236,500	R5. 2. 16	株式会社栄広エージェンシー	佐世保市御本町5番48号	
ポスター	770,550	R5. 2. 27	株式会社九州広告佐世保支社	佐世保市浜田町2-28長崎新聞社佐世保支社3F	
名刺	184,800	R5. 3. 22	株式会社栄広エージェンシー	佐世保市御本町5番48号	
ポスター・チラシ	687,500	R5. 4. 10	株式会社九州広告佐世保支社	佐世保市浜田町2-28長崎新聞社佐世保支社3F	
リーフレット	475,200	R5. 4. 14	株式会社栄広エージェンシー	佐世保市御本町5番48号	
チラシ (折り込み含む)	819,500	R5. 5. 8	株式会社九州広告佐世保支社	佐世保市浜田町2-28長崎新聞社佐世保支社3F	
この頁の小計	3,340,150				
その他の支出	0				
合計	3,340,150				

(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
広報費	220,000	R5. 1. 18	イチニ株式会社	東京都港区北青山3-3-7	
のぼり旗	146,300	R5. 2. 21	株式会社九州広告佐世保支社	佐世保市浜田町2-28長崎新聞社佐世保支社3F	
動画素材	110,000	R5. 4. 28	ふかわ.COM	佐世保市桜木町671-11	
看板	106,700	R5. 5. 16	株式会社コムス	佐世保市有福町52-2	
この頁の小計	583,000				
その他の支出	0				
合計	583,000				

(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	調査研究費	調査費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
情勢調査費	198,000	R5. 3. 13	イチニ株式会社	東京都港区北青山3-3-7	
情勢調査費	660,000	R5. 4. 10	イチニ株式会社	東京都港区北青山3-3-7	
情勢調査費	660,000	R5. 5. 2	イチニ株式会社	東京都港区北青山3-3-7	
この頁の小計	1,518,000				
その他の支出	0				
合計	1,518,000				

(注1) 1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- ~~3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）~~

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和  年 3 月 31 日

記入もれ注

政治団体の名称 橋之口裕太後援会

会計責任者の氏名 橋之口真琴



（代表者の氏名）

（印）

代表者は解散時

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。